

大阪府地域防災計画（原子力災害対策編）修正案 新旧対照表

大阪府地域防災計画 原子力災害対策編（令和元年11月修正）	今回修正
<p>(略)</p> <p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>(略)</p> <p>第5節 環境放射線モニタリング体制等の整備</p> <p>(略)</p> <p>第3 緊急時モニタリング体制の確立</p> <p>緊急時モニタリングを実施するため、原子力規制委員会の統括の下、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、府、関係市町、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成する緊急時モニタリングセンターが設置される。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 原子力災害医療体制等の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2 資機材の整備</p> <p>府及び関係市町は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、日本赤十字社大阪府支部、原子力事業者及び大阪府医師会等と協力して、緊急時における迅速かつ的確な医療体制を確保するため、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材の整備に努める。</p> <p>また、国の判断を踏まえ、速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう、避難経路近傍等における備蓄及び緊急時の配布手段の準備等の必要な措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第5節 災害情報の収集伝達</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>(略)</p> <p>第5節 環境放射線モニタリング体制等の整備</p> <p>(略)</p> <p>第3 緊急時モニタリング体制の確立</p> <p>緊急時モニタリングを実施するため、原子力規制委員会の統括の下、<u>関係省庁</u>、府、関係市町、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成する緊急時モニタリングセンターが設置される。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 原子力災害医療体制等の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2 資機材の整備</p> <p>府及び関係市町は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、日本赤十字社大阪府支部、原子力事業者及び大阪府医師会等と協力して、緊急時における迅速かつ的確な医療体制を確保するため、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材の整備に努める。</p> <p>また、国の判断を踏まえ、速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう、<u>原子力災害対策指針を参考に</u>、避難経路近傍等における備蓄及び緊急時の配布手段の準備等の必要な措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第5節 災害情報の収集伝達</p> <p>(略)</p>

大阪府地域防災計画 原子力災害対策編（令和元年11月修正）	今回修正
<p>第1 緊急事態事象発生情報等の連絡・通報</p> <p>(略)</p> <p>2 府モニタリング設備で緊急事態に該当する数値を検出したとき</p> <p>(1) 府は、原子力事業者から通報がない場合において、府モニタリング設備により、緊急事態に該当する放射線量を検出したときは、直ちに原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者を確認を行う。</p> <p>(2) 連絡を受けた原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官は、直ちに<u>原子力保安検査官</u>と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示するとともに、その結果を府及び関係市町に速やかに連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>第2 応急対策活動の情報連絡</p> <p>1 施設敷地緊急事態発生後の情報連絡</p> <p>(1) 原子力事業者の情報収集伝達</p> <p>原子力事業者は、施設の状況、応急対策活動の実施状況及び被害の状況等を次に定める機関に定期的に文書をもって連絡する。</p> <p>また、原子力事業者は、施設敷地緊急事態発生後の通報を行った後においても、敷地境界における放射線量の測定等を継続的に実施し、施設からの放射性物質等の放出状況及び放出見通し等の情報を原子力規制委員会（<u>全面緊急事態</u>においては原子力災害対策本部）に定期的に共有するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第10節 医療救護活動</p> <p>(略)</p> <p>第2 現地医療対策</p> <p>(略)</p> <p>5 安定ヨウ素剤の<u>予防</u>服用</p> <p>府は、関係市町と連携し、原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示に基づき又は自らの判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに服用を指示する。その際、住民等の避難に併せて速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう必要な措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>第13節 飲食物の<u>出荷制限、摂取制限等</u></p> <p>(略)</p>	<p>第1 緊急事態事象発生情報等の連絡・通報</p> <p>(略)</p> <p>2 府モニタリング設備で緊急事態に該当する数値を検出したとき</p> <p>(1) 府は、原子力事業者から通報がない場合において、府モニタリング設備により、緊急事態に該当する放射線量を検出したときは、直ちに原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者を確認を行う。</p> <p>(2) 連絡を受けた原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官は、直ちに<u>原子力運転検査官</u>と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示するとともに、その結果を府及び関係市町に速やかに連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>第2 応急対策活動の情報連絡</p> <p>1 施設敷地緊急事態発生後の情報連絡</p> <p>(1) 原子力事業者の情報収集伝達</p> <p>原子力事業者は、施設の状況、応急対策活動の実施状況及び被害の状況等を次に定める機関に定期的に文書をもって連絡する。</p> <p>また、原子力事業者は、施設敷地緊急事態発生後の通報を行った後においても、敷地境界における放射線量の測定等を継続的に実施し、施設からの放射性物質等の放出状況及び放出見通し等の情報を原子力規制委員会（<u>原子力緊急事態宣言発出後</u>においては原子力災害対策本部）に定期的に共有するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第10節 医療救護活動</p> <p>(略)</p> <p>第2 現地医療対策</p> <p>(略)</p> <p>5 安定ヨウ素剤の服用</p> <p>府は、関係市町と連携し、原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示に基づき又は自らの判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに服用を指示する。その際、住民等の避難に併せて速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう必要な措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>第13節 飲食物の<u>摂取制限及び出荷制限</u></p> <p>(略)</p>